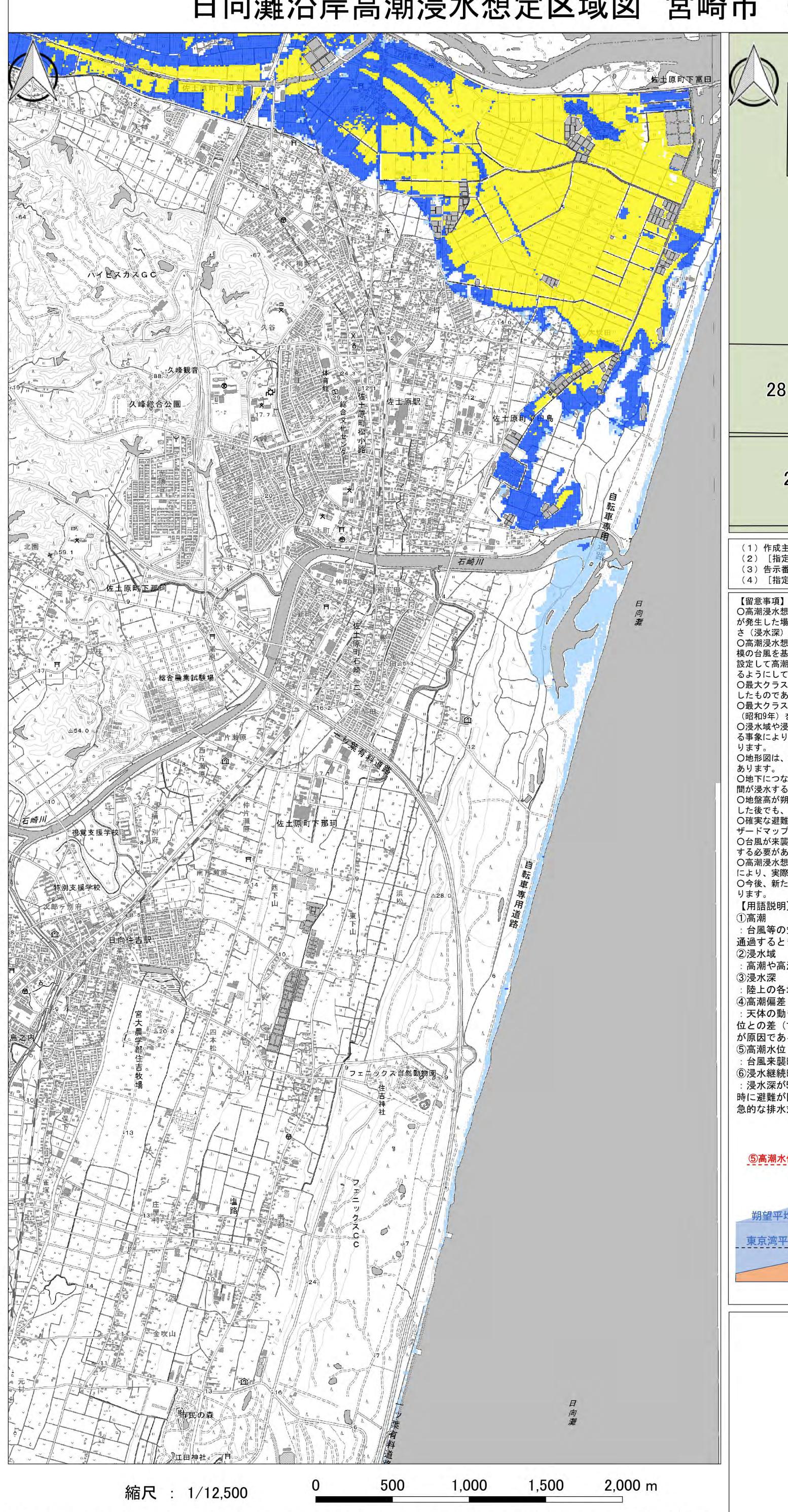
日向灘沿岸高潮浸水想定区域図 宮崎市 (24/45)



22 23 24 28 27 (1) 作成主体 (2) [指定/公表] 年月日: 令和5年5月25日

宮崎県告示第 421号

(4) [指定の] 根拠法令 水防法第14条の3

〇高潮浸水想定区域図は、水防法第14条の3に基づき、想定し得る最大規模の高潮による氾濫 が発生した場合に、浸水が想定される区域(浸水区域)、浸水した場合に想定される浸水の深 さ(浸水深)、浸水の継続時間(浸水継続時間)を2種類の図面で表示したものです。 〇高潮浸水想定区域図の作成にあたっては、最悪の事態を想定し、我が国における既往最大規 模の台風を基本とし、各海岸で潮位偏差(潮位と天文潮の差)が最大となるよう複数の経路を 設定して高潮浸水シミュレーションを実施し、その結果を重ね合わせ、最大の浸水深が示され

るようにしております。 ○最大クラスの高潮は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した台風や高潮から設定 したものであり、これよりも大きな高潮が発生しないというものではありません。

○最大クラスの高潮を引き起こす台風の中心気圧としては、我が国で既往最大規模の室戸台風 (昭和9年)を想定しています。

〇浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、前提とした各種条件を超え る事象により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があ

〇地形図は、主に平成31年度に作成されたデータを使用しており、現在の地形と異なる場合も 〇地下につながっている階段、エレベーター、換気口等が、浸水区域に存在する場合、地下空

間が浸水する恐れがあります。 ○地盤高が朔望平均満潮位より低い地域については、堤防等が被災を受けた場合、高潮が収束

した後でも、日々の干満によって、浸水が発生する可能性があります。 〇確実な避難のためには、気象庁が事前に発表する台風情報や、市町村で今後作成されるハ

ザードマップ等を活用してください。 〇台風が来襲する前に避難を完了し、高潮警報や避難指示等が解除されるまでは、避難を継続

する必要があります。 〇高潮浸水想定区域図では、高潮による河川内の水位変化を図示していませんが、高潮の影響

により、実際には水位が変化することがあります。 ○今後、新たな知見が得られた場合や、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があ

ります。

【用語説明】(図-1参照)

: 台風等の気象じょう乱により発生する潮位の上昇現象。台風や発達した低気圧が 通過するとき、潮位が大きく上昇することがあり、これを「高潮」といいます。 ②浸水域

:高潮や高波に伴う越波・越流によって浸水が想定される範囲です。

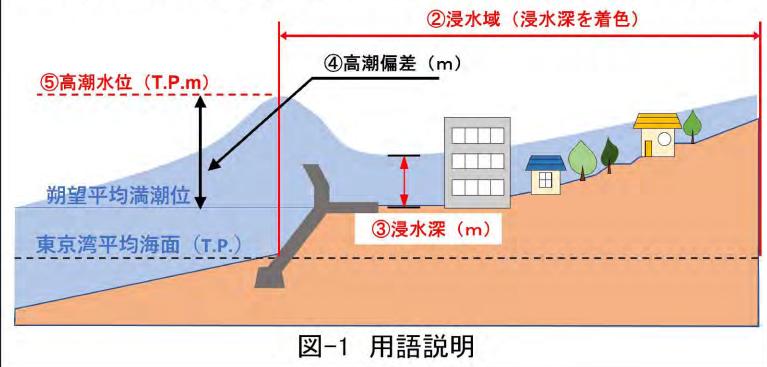
:陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地盤面から水面までの高さです。

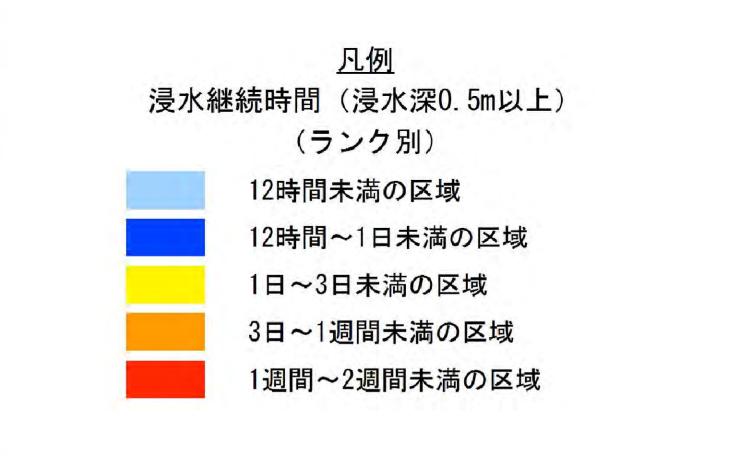
4高潮偏差 :天体の動きから算出した天文潮(推算潮位)と、気象等の影響を受けた実際の潮 位との差(ずれ)を潮位偏差といい、その潮位偏差のうち、台風等の気象じょう乱 が原因であるものを特に「高潮偏差」と言います。

: 台風来襲時に想定される海水面の高さをT. P. 基準で示したものを指します。

6 浸水継続時間

: 浸水深が50cm になってから50cm を下回るまでの時間です。ここで50cm は、高潮 時に避難が困難となり孤立する可能性のある水深として設定しています。なお、緊 急的な排水対策等は考慮していないので、目安としての活用に留意してください。





「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)、数値地図(国土基本情報)電子 国土基本図(地名情報)、数値地図(国土基本情報)基盤地図情報(数値標高モデル)、電子地形図25000及び基盤地図情報を使用した。 (測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 163)」 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。